平成２５年（フ）第２２７８号
神奈川県藤沢市湘南台５丁目22番地の39
コーポラスクレイン102号
債務者　吉田　　稔
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０５号
釧路市武佐４丁目18番123号
債務者　津田　真澄（旧姓下村）
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月25日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第６２２号
栃木県日光市瀬尾3228番地３　等泉寺内
債務者　森田　恵樹
1　決定年月日時　平成25年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月31日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６２４号
栃木県大田原市実取769番地　市営実取２－31号、前住所東京都豊島区南池袋２丁目45番19号　アルカディア南池袋204号
債務者　山本　敏司
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６３２号
栃木県宇都宮市西川田町1167番地13
債務者　菊池　利勝
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月21日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６４２号
栃木県宇都宮市富士見町９番３号　上原市営住宅３号棟211号室、前住所栃木県宇都宮市鶴田町184番地　ハイツアルペン103
債務者　岡部　弘子（旧姓仲里）
1　決定年月日時　平成25年12月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１１３４号
千葉県習志野市本大久保４丁目13番１号
債務者　地福　拓治
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月10日午後１時30分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１３５号
千葉県習志野市本大久保４丁目13番１号
債務者　地福こと子
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月10日午後１時40分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６０７号
川崎市宮前区有馬９丁目１番７―403号、前住所川崎市多摩区東三田３丁目10番１―220号
債務者　郡山　陽子（旧姓白鳥）
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月25日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５６０号
岡山市中区関334番地１フレグランス関Ａ105、旧住所岡山県勝田郡奈義町成松77番地
債務者　須一　綾花（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０８３号
神奈川県大和市桜森１丁目８番８号　キャッスル桜森101
債務者　小松　義孝
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２６４号
横浜市神奈川区菅田町2874番地36　エーデルハイム103号
債務者　山口　智子（旧姓手島）
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始等

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第４３６０号
東京都中央区東日本橋２丁目16番４号
債務者　クロスシード株式会社
代表者代表取締役　五十嵐　信
1　決定年月日時　平成25年12月26日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土岐　敦司
同　　服部　　敬
4　破産法31条５項により、破産債権者に対する通知をせず、かつ、届出をした破産債権者を債権者集会の期日に呼び出さない。
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２５年（フ）第１０６９号
東京都日野市東平山１丁目７番地の８平山住宅312滝沢奈緒美方、住民票上の住所東京都日野市石田２丁目６番地の12
破産者　平　　昌治
1　主文　当裁判所が平成25年12月９日にした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所が「東京都日野市東平山１―７―８―302滝沢秀治方、住民票上の住所東京都日野市石田２丁目６番地の12」とあるのを「東京都日野市東平山１丁目７番地の８平山住宅312滝沢奈緒美方、住民票上の住所東京都日野市石田２丁目６番地の12」と更正する。
2　決定年月日　平成25年12月26日
東京地方裁判所立川支部民事第４部